

## 5 認証遅延等の発生

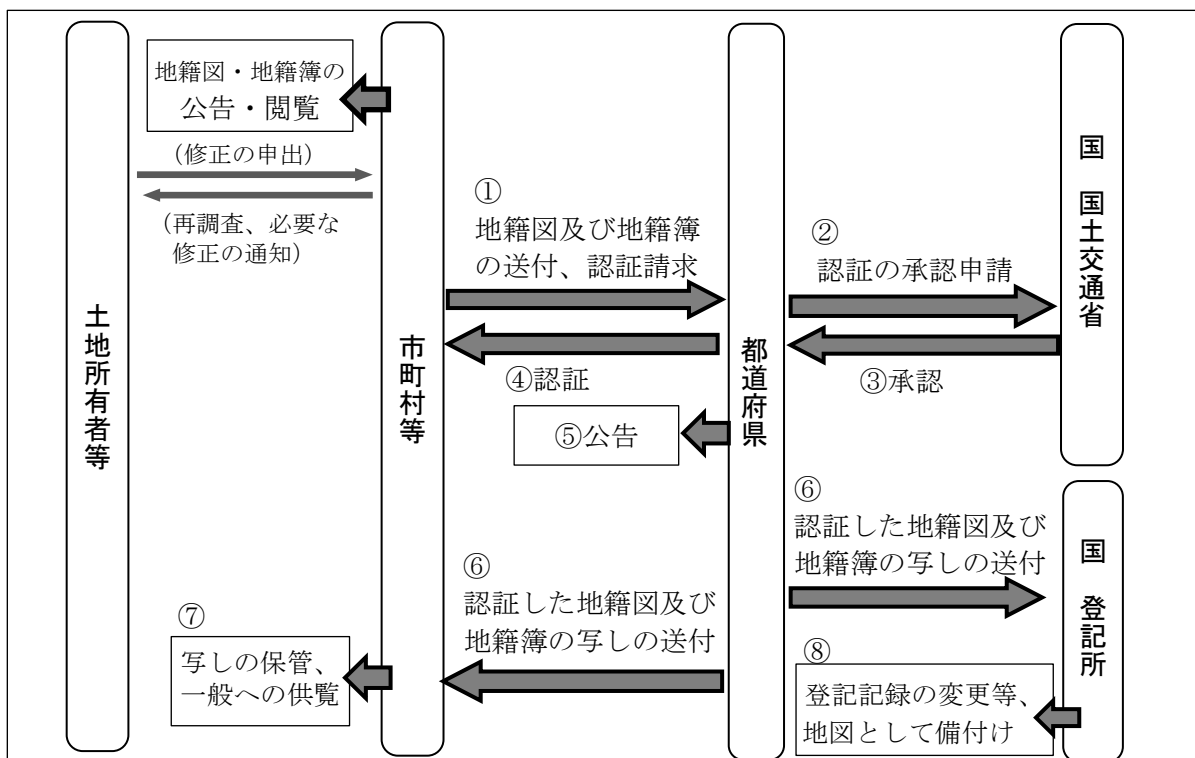
### (都道府県知事の認証、登記所への送付の流れ)

国土調査法第17条第1項において、市町村等は、地籍図及び地籍簿を作成した場合は、その旨を遅滞なく公告し、公告の日から20日間、市町村等の事務所において、当該地籍図及び地籍簿を一般の閲覧に供しなければならないとされている。

また、同条第2項及び第3項において、一般の閲覧に供された地籍図及び地籍簿に測量や調査上の誤り等があると認める者は、その旨を申し出ることができるとされており、市町村等は、申出に係る事実があると認めたときは、遅滞なく、当該地籍図及び地籍簿を修正しなければならないとされている。

一般の閲覧を経て修正が行われた地籍図及び地籍簿は、図表5-①のとおり、市町村等からの請求により、都道府県知事の認証が行われた後、その写しが登記所に送付され、登記所において、地籍簿に基づく登記記録の内容の変更等が行われるとともに、地籍図については、登記所備付地図として備え付けられる。

図表5-① 地籍調査における認証・承認の流れ



<市町村等による地籍図及び地籍簿の送付、認証請求（①、②）>

国土調査法第18条において、市町村等は、一般の閲覧に供し、必要に応じ修正を行った地籍図及び地籍簿を、遅滞なく都道府県に送付しなければならないとされており、同法第19条第1項において、市町村等は、当該地籍図及び地籍簿について、都道府県知事に対し、認証を請求することができることとされている。

<都道府県知事の認証、公告等（③、④、⑤）>

国土調査法第19条第2項及び第3項において、都道府県知事は、市町村等から認証の請求を受けた場合は、地籍図及び地籍簿に、測量や調査上の誤り、政令で定める限度以上の誤差がある場合を除き、認証を行わなければならないとされており、認証する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならないとされている。

また、同条第4項において、都道府県は、上記の認証を行った場合、遅滞なく公告しなければならないとされている。

<登記所への地籍図及び地籍簿の写しの送付等（⑥、⑦、⑧）>

国土調査法第20条第1項において、都道府県は、上記の認証を行った場合、認証を行った地籍図及び地籍簿に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、当該地籍図及び地籍簿の写しを送付しなければならないとされている。

一方、同条第2項において、登記所は、送付された地籍図及び地籍簿に基づいて、土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の氏名、住所について、変更又は更正を登記しなければならないとされているほか、同条第3項において、国土調査法第32条に基づき、市町村等が分筆又は合筆があったものとして行った地籍調査については、分筆又は合筆の登記をしなければならないとされている。

また、国土調査法第21条において、都道府県は、認証した地籍図及び地籍簿の写しを、市町村長に送付しなければならないとされており、市町村は、送付された地籍図及び地籍簿の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならないとされている。

(注) 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

### (全国における認証遅延等の状況)

国土交通省は、地籍図及び地籍簿の作成後6か月以上にわたって認証請求の手続を行っていないものを「認証遅延」、認証後6か月以上にわたって地籍図及び地籍簿の写しを登記所に送付していないものを「送付遅延」と位置付けている。

平成30年1月時点の全国における認証遅延の発生状況をみると、図表5-②のとおり、平成29年度末時点で地籍調査を実施中又は休止中の1,072市町村の37.1%に当たる398市町村の1,585km<sup>2</sup>において、認証遅延が発生している。

同様に、送付遅延の発生状況をみると、平成29年度末時点で地籍調査を実施中又は休止中の1,072市町村の12.0%に当たる129市町村の487km<sup>2</sup>において、送付遅延が発生している。

また、認証遅延となっている面積と送付遅延となっている面積の合計は、2,072km<sup>2</sup>であり、平成22年度から29年度の間全国の市町村等が実施した地籍調査の実施面積(8,023km<sup>2</sup>)の25.8%に相当する面積となっている。

図表5-② 全国における認証遅延及び送付遅延の状況

(単位：市町村、km<sup>2</sup>、%)

区 分	市町村数	面積
認証遅延が発生	398 (37.1)	1,585
送付遅延が発生	129 (12.0)	487
【参考】地籍調査を実施中又は休止中の市町村	1,072 (100)	—
【参考】認証遅延と送付遅延の面積の合計	—	2,072

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 平成30年1月時点の状況を記載している。

3 表中( )は、「【参考】地籍調査を実施中又は休止中の市町村」に占める割合を示す。

### (国における認証遅延等の解消に向けた取組)

国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の解消に向け、昭和63年度以降、毎年度、「認証・登記所送付遅延地区等の実態調査」として、都道府県ごとに、認証遅延及び送付遅延が発生している市町村等の名称、地区数、面積、認証遅延及び送付遅延が発生している理由、市町村の今後の対応方針等のほか、都道府県による指導の状況を把握している。また、国庫負担金の配分に当たり、送付遅延状況も考慮して都道府県ごとの交付額を決定している。

### (調査対象都道府県における認証遅延等の解消に向けた取組)

調査対象23都道府県における認証遅延及び送付遅延の解消に向けた取組をみると、上記「認証・登記所送付遅延地区等の実態調査」により、管内市町村における

認証遅延及び送付遅延の状況を把握するとともに、市町村に対し、遅延の解消に向けた指導等を行っている。

市町村に対する指導等の具体例をみると、図表5-③のとおり、平成40年度を目標に、認証遅延が解消するよう努めるとして、各市町村において工程一覧表を作成し、各地区の進捗管理を都道府県と市町村が共同で行っている例（静岡県）や、認証遅延及び送付遅延が発生している市町村間で、取組状況等について情報交換を行う場や地籍アドバイザーから助言を受ける機会を設けている例（三重県）のほか、認証遅延及び送付遅延が多い市町村に対し、国庫負担金の配分率を下げる取組を行っている例（広島県）などがみられた。

図表5-③ 調査対象都道府県における認証遅延及び送付遅延の解消に向けた取組の例

区分	取組の概要
静岡県	平成29年度から、約10年後（平成40年度）を目標に、認証遅延が解消するよう努めるとして、各市町村において工程一覧表を作成し、各地区の進捗管理を県と市町村が共同で行う、認証請求書チェックリストを作成し、認証請求が進むよう努める等の取組を実施 また、認証遅延の原因に対する調整、指導として、筆界の確認が困難となっている場合は、①筆界未定として処理する、②原因となっている土地を除外した「調査地区の計画変更」を行う、③筆界特定制度を活用する、公共施設管理者や法務局との調整に時間を要している場合は、県が市町村と共に協議に出席し、原因の早期解決を図るとの方針により対応
高知県	各市町村を直接訪問し、認証遅延の改善を要請するとともに、市町村に認証請求計画を策定させ、当該計画に基づく進捗管理を行うとともに、認証遅延及び送付遅延の改善状況を翌年度以降の国庫負担金の配分に反映する等の取組を実施
三重県	認証遅延及び送付遅延の解消に向けて、毎年度開催する連絡会議において、ワーキンググループを開催し、遅延を抱える市町村間で、取組状況等について情報交換を行う場を設けているほか、平成29年度に、市町村を対象に地籍アドバイザーから認証遅延の対処方法や認証請求に向けた手続等についてアドバイスを受ける取組を実施
広島県	認証遅延及び送付遅延が多い市町村については、新規の地籍調査の実施よりも、まずは遅延の解消に力点を置いてもらうため、国庫負担金の配分率を下げる方向で調整。また、市町村に対し、法務局、法律家、地籍アドバイザーを紹介するなどの取組を実施

（注）当省の調査結果による。

### (調査対象市町村における認証遅延等の状況)

調査対象104市町村のうち、地籍調査に未着手の1市町村を除く103市町村について、認証遅延及び送付遅延が発生している地区数及び面積をみると、図表5-④のとおり、平成30年1月時点において、33市町村の213地区、193km<sup>2</sup>で認証遅延が発生しており、10市町村の26地区、47km<sup>2</sup>で送付遅延が発生している。

図表5-④ 調査対象市町村における認証遅延の状況

(単位：市町村、地区、km<sup>2</sup>、%)

区 分	該当あり		該当なし	合 計
	地区数	面積		
認証遅延	33 (32.0)	213	70 (68.0)	103 (100)
送付遅延	10 ( 9.7)	26	93 (90.3)	103 (100)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。  
 2 調査対象104市町村うち、地籍調査に未着手の1市町村を除く103市町村について記載している。  
 3 平成30年1月時点で記載している。  
 4 表中 ( ) は、「合計」に占める割合を示す。

認証遅延又は送付遅延が発生している地区について、遅延となった時期をみると、図表5-⑤のとおり、認証遅延が発生している213地区については、地籍調査の開始年度が平成22年度以降（第6次十箇年計画期間中）のものが113地区（53.1%）と最も多い一方、平成2年度から21年度のものが54地区（25.4%）、平成元年度以前（昭和37年度以前）のものが38地区（17.8%）となっており、中には、昭和37年度以前のものも2地区（0.9%）みられた。

また、送付遅延が発生している26地区については、都道府県知事による認証が行われた時期が平成元年度以前（昭和37年度以前）のものが14地区（53.8%）と最も多く、平成22年度以降（第6次十箇年計画期間中）のものが9地区（34.6%）、平成2年度から21年度のものが3地区（11.5%）となっている。

図表5-⑤ 調査対象市町村における認証遅延地区の地籍調査開始年度及び送付遅延地区の認証年度

(単位：市町村、地区、km<sup>2</sup>、%)

区 分	認証遅延			送付遅延		
	市町村数	地区数	面積	市町村数	地区数	面積
①平成 22 年度以降 (第 6 次十箇年計画期間中)	24 (72.7)	113 (53.1)	125 (64.8)	4 (40.0)	9 (34.6)	8 (17.0)
平成 26 年度以降	7 (21.2)	35 (16.4)	29 (15.0)	3 (30.0)	6 (23.1)	6 (12.8)
平成 22 年度から 25 年度	19 (57.6)	78 (36.6)	96 (49.7)	1 (10.0)	3 (11.5)	3 (6.4)
②平成 12 年度から 21 年度 (第 5 次十箇年計画期間中)	9 (27.3)	39 (18.3)	24 (12.4)	2 (20.0)	2 (7.7)	9 (19.1)
③平成 2 年度から 11 年度 (第 4 次十箇年計画期間中)	5 (15.2)	15 (7.0)	2 (1.0)	1 (10.0)	1 (3.8)	0.2 (0.4)
小 計 (②+③)	11 (33.3)	54 (25.4)	26 (13.5)	3 (30.0)	3 (11.5)	10 (21.3)
④昭和 55 年度から平成元年度 (第 3 次十箇年計画期間中)	6 (18.2)	20 (9.4)	10 (5.2)	2 (20.0)	3 (11.5)	7 (14.9)
⑤昭和 45 年度から 54 年度 (第 2 次十箇年計画期間中)	3 (9.1)	4 (1.9)	1 (0.5)	3 (30.0)	10 (38.5)	19 (40.4)
⑥昭和 38 年度から 44 年度 (第 1 次十箇年計画期間中) ※	3 (9.1)	12 (5.6)	10 (5.2)	1 (10.0)	1 (3.8)	2 (4.3)
⑦昭和 37 年度以前 (第 1 次十箇年計画以前)	2 (6.1)	2 (0.9)	20 (10.4)	—	—	—
小計 (④+⑤+⑥+⑦)	7 (21.2)	38 (17.8)	42 (21.8)	4 (40.0)	14 (53.8)	28 (60.2)
⑧不 明	2 (6.1)	8 (3.8)	1 (0.5)	—	—	—
合 計	33 (100)	213 (100)	193 (100)	10 (100)	26 (100)	47 (100)

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 調査対象104市町村のうち、平成30年1月時点で認証遅延が発生している33市町村、及び送付遅延が発生している10市町村について、それぞれ記載している。

3 表中「※」について、第1次十箇年計画の計画期間は昭和38年度から47年度の10年間であるものの、第2次十箇年計画の初年度が昭和45年度であるため、第1次十箇年計画の計画期間を昭和38年度から44年度の7年間として記載している。

4 表中( )は、「合計」に占める割合を示す。また、小数第2位を四捨五入しているため、各欄の( )の合計は100%とならない場合がある。

5 表中「—」は、該当なしを示す。

6 「市町村数」欄について、同一の市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。そのため、①から⑧の各欄の合計は、「小計(②+③)」、「小計(④+⑤+⑥+⑦)」及び「合計」の各欄と一致しない。

7 「面積」欄は、小数第1位を四捨五入しているため、①から⑧の各欄の合計は、「小計(②+③)」、「小計(④+⑤+⑥+⑦)」及び「合計」の各欄と一致しない。

8 「②平成12年度から21年度(第5次十箇年計画期間中)」の「認証遅延」の「面積」欄には、面積が不明の1地区を含む。

9 「⑧不明」の「認証遅延」欄には、面積が不明の1地区を含む。

### (調査対象市町村において認証遅延及び送付遅延となっている経緯)

調査対象市町村において認証遅延又は送付遅延となっている地区について、遅延が発生している主な経緯をみると、図表5-⑥のとおり、大別して、土地所有者等の協力や合意を得られないこと等を受け、市町村が認証請求又は送付を行っていない地区と、地籍調査実施後の年月の経過等により再調査等が必要となっている地区がみられる。

土地所有者等の協力や合意を得られないこと等を受け、市町村が認証請求又は送付を行っていない地区の内訳をみると、認証遅延については、制度上、筆界未定となる土地があっても、認証請求の手続を行うことは可能となっているにもかかわらず、市町村において、筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいるものが91地区（42.7%）と最も多くなっている。

筆界未定となる主な要因は、「土地所有者等の間（官民境界を含む。）で筆界に合意しない」が49地区（23.0%）、「土地所有者等による一筆地調査の立会いが未了」が39地区（18.3%）、「土地所有者等の所在の確認に時間を要している」が7地区（3.3%）となっており、いずれも、調査対象市町村が地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として挙げている「作業の困難さ」と共通している（前述3-(4)参照）。

また、「閲覧未了の土地所有者等があり、その解消に取り組んでいる」が44地区（20.7%）となっており、中には、制度上、土地所有者等全員の閲覧を求められるものではないにもかかわらず、市町村において、閲覧に来訪しない土地所有者等からも、地籍図及び地籍簿を確認した旨の署名、押印を求めているものもみられた（後述図表5-⑧参照）。

このほか、「閲覧中（又は閲覧終了後）に土地所有者等から誤り等の申出があり、地籍図及び地籍簿の修正が必要」となっている地区が16地区（7.5%）となっている。また、「閲覧中（又は閲覧終了後）に土地所有者等から誤り等の申出があり、地籍図及び地籍簿の修正が必要」となっている地区については、送付遅延も7地区（26.9%）みられる。

次に、地籍調査実施後の年月の経過等により再調査等が必要となっているものの内訳をみると、「地震等により座標変換、検証測量（注）等が必要」となっている地区が、認証遅延で34地区（16.0%）みられるほか、「地籍調査実施後の現況の変化、制度改正により、再調査等が必要」となっている地区については、認証遅延が18地区（8.5%）、送付遅延が15地区（57.7%）となっている。

（注）座標変換、検証測量とは、地震等により座標が変化した場合に、補正パラメータを使用して座標を変換し、変換の結果が現地の地殻変動等に適合したものであるかを検証するための測量を行うもの。

図表5-⑥ 調査対象市町村における認証遅延又は送付遅延となっている主な経緯

(単位：市町村、地区、%)

区 分		認証遅延		送付遅延	
		市町村数	地区数	市町村数	地区数
土地所有者等の協力や合意が得られないこと等を受け、市町村が認証請求又は送付を行っていない	筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいる	20 (60.6)	91 (42.7)	—	—
	土地所有者等（官民境界を含む。）の間に筆界に合意しない	16 (48.5)	49 (23.0)	—	—
	土地所有者等による一筆地調査の立会いが未了	7 (21.2)	39 (18.3)	—	—
	土地所有者等の所在確認に時間を要している	5 (15.2)	7 ( 3.3)	—	—
	その他	3 ( 9.1)	5 ( 2.3)	—	—
	閲覧未了の土地所有者等がおり、その解消に取り組んでいる	7 (21.2)	44 (20.7)	—	—
閲覧中（又は閲覧終了後）に土地所有者等から誤り等の申出があり、地籍図及び地籍簿の修正が必要	5 (15.2)	16 ( 7.5)	3 (30.0)	7 (26.9)	
地籍調査実施後の年月の経過等により再調査等が必要	地震等により座標変換、検証測量等が必要	5 (15.2)	34 (16.0)	—	—
	地籍調査実施後の現況の変化、制度改革により、再調査等が必要	5 (15.2)	18 ( 8.5)	5 (50.0)	15 (57.7)
上記以外	並行して実施している他地区の一筆地調査や認証請求に係る作業に多大な時間を要している	5 (15.2)	13 ( 6.1)	—	—
	その他	19 (57.6)	59 (27.7)	5 (50.0)	7 (26.9)
【参考】全体		33 (100)	213 (100)	10 ( 100)	26 ( 100)

(注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 調査対象104市町村のうち、平成30年1月時点で認証遅延が発生している33市町村、及び送付遅延が発生している10市町村について、それぞれ記載している。

3 複数の区分に該当する市町村又は地区がある場合は、それぞれ計上している。

4 表中（ ）は、「【参考】全体」に占める割合を示す。また、小数第2位で四捨五入しているため、各欄の（ ）の合計は100%とならない場合がある。

5 表中「—」は、該当なしを示す。

6 「その他」欄は、「地籍図及び地籍簿と登記簿上の地積や公図に大きなかい離がある」（認証遅延：5市町村9地区）、「認証請求に係る書類の作成に時間を要している」（認証遅延：3市町村13地区）等



認証遅延又は送付遅延となっている主な経緯と、遅延となった時期の関係をみると、図表5-⑦のとおり、認証遅延については、「土地所有者等の協力や合意を得られないこと等を受け、市町村が認証請求又は送付を行っていない」地区において、地籍調査の開始年度が平成22年度以降の地区の割合が高い傾向がある。

内訳ごとにみると、「筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいる」地区の46.2%（42地区）、「閲覧未了の土地所有者等があり、その解消に取り組んでいる」地区の68.2%（30地区）、「閲覧中（又は閲覧終了後）に土地所有者等から誤り等の申出があり、地籍図及び地籍簿の修正が必要」となっている地区の93.8%（15地区）で、地籍調査の開始年度が平成22年度以降となっている。

なお、「筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいる」地区のうち、筆界未定となる要因が「土地所有者等（官民境界を含む。）の間で筆界に合意しない」である地区については、地籍調査の開始年度が平成元年度以前の地区の割合が最も高く、46.9%（23地区）となっている。

一方で、「年月の経過等により再調査等が必要」となっている地区のうち、「地籍調査実施後の現況の変化、制度改正により、再調査等が必要」となっている地区においては、94.4%（17地区）で地籍調査の開始年度が平成元年度以前となっている。

また、送付遅延についても、認証遅延と同様の傾向がみられ、「地籍調査実施後の現況の変化により再調査等が必要」となっている地区においては、認証が行われた年度が平成元年度以前の地区の割合が高く、86.7%（13地区）となっており、「閲覧中（又は閲覧終了後）に土地所有者等から地籍図及び地籍簿の修正の申出があるなど筆界の確認が必要」となっている地区においては、認証が行われた年度が22年度以降の地区の割合が高く、85.7%（6地区）となっている。

図表5-⑦ 調査対象市町村における地籍調査の開始年度又は認証が行われた年度ごとの認証遅延又は送付遅延となっている主な経緯

(単位：地区、%)

区 分		地区数	地籍調査の開始年度／認証が行われた年度		
			平成22年度以降	平成2年度から21年度	平成元年度以前
土地所有者等の協力や合意が得られないこと等を受け、市町村が認証請求を行っていない	筆界未定となる土地があり、その解消に取り組んでいる	91(100)	42(46.2)	19(20.9)	23(25.3)
	土地所有者等（官民境界を含む。）の間で筆界に合意しない	49(100)	11(22.4)	9(18.4)	23(46.9)
	土地所有者等による一筆地調査の立会いが未了	39(100)	29(74.4)	3(7.7)	1(2.6)
	土地所有者等の所在確認に時間を要している	7(100)	2(28.6)	5(71.4)	—
	その他	5(100)	1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)
	閲覧未了の土地所有者等があり、その解消に取り組んでいる	44(100)	30(68.2)	12(27.3)	2(4.5)
	閲覧中（又は閲覧終了後）に土地所有者等から誤り等の申出があり、地籍図及び地籍簿の修正が必要	16(100)	15(93.8)	1(6.3)	—
		7(100)	6(85.7)	1(14.3)	—
年月の経過等により再調査等が必要	地震等により座標変換、検証測量等が必要	34(100)	18(52.9)	13(38.2)	2(5.9)
	地籍調査実施後の現況の変化、制度改正により、再調査等が必要	18(100)	—	—	17(94.4)
上記以外	並行して実施している他地区の一筆地調査や認証請求に係る作業に多大な時間を要している	13(100)	13(100)	—	—
	その他	59(100)	32(54.2)	19(32.2)	6(10.2)
		7(100)	2(28.6)	1(14.3)	4(57.1)
【参考】全体		213(100)	113(53.1)	54(25.4)	38(17.8)
		26(100)	9(34.6)	3(11.5)	14(53.8)

- (注) 1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。  
 2 調査対象104市町村のうち、平成30年1月時点で認証遅延が発生している33市町村、及び送付遅延が発生している10市町村について、それぞれ記載している。  
 3 表中上段は認証遅延、下段は送付遅延を示す。  
 4 複数の区分に該当する地区がある場合は、それぞれ計上している。  
 5 表中( )は、「地区数」に占める割合を示す。また、小数第2位で四捨五入しているため、各欄の( )の合計は100%とならない場合がある。  
 6 表中「—」は、該当なしを示す。  
 7 認証遅延については、地籍調査の開始年度が不明の8地区を除いて記載しているため、「地籍調査の開始年度」の各欄の合計は、「地区数」欄と一致しない。

**(調査対象市町村における認証遅延及び送付遅延の解消に向けた取組等)**

調査対象市町村における認証遅延及び送付遅延の例(注)は、図表5-⑧のとおりであり、解消に向けた取組をみると、土地所有者等との調整を継続的に行っている例、一筆地調査の立会いをやり直している例、再調査の必要があるものの、震災からの復旧に係る予算が優先であるため必要な予算の確保に至っていないとしている例のほか、新規地区での地籍調査を抑制し、順次、認証遅延地区における再調査を行っている例があるものの、いずれも早期の遅延解消には至っていない。

(注) 国土調査法第20条第1項において、登記所への地籍図及び地籍簿の送付は、都道府県が行うとされているものの、市町村が送付に係る作業を行っている実態がみられ、国土交通省が実施している「認証・登記所送付遅延地区等の実態調査」においても、送付遅延について、市町村の対応状況が把握されていることから、当省の調査においても、主に市町村の対応を把握している。

**図表5-⑧ 調査対象市町村における認証遅延及び送付遅延の例**

① 土地所有者等の協力や合意が得られないこと等を受け、市町村が認証請求を行っていないもの (認証遅延)	
区分	概要
例1	<p><b>【市町村において認証遅延となっている地区】</b> 平成25年度に地籍調査に着手した1地区を含む2地区</p> <p><b>【認証遅延となっている経緯】</b> 平成25年度に地籍調査に着手した1地区は、土地所有者等が地籍調査自体に反対しており、一筆地調査の立会いに応じない土地や、土地所有者等の間で境界紛争中の土地があり、筆界の確認ができていない。</p> <p><b>【認証遅延の解消に向けた取組等】</b> 引き続き、土地所有者等との調整を行っているものの、認証遅延の解消のめどは立っていない。 なお、上記の土地所有者等の土地に影響がない他の土地所有者等に係る測量成果について、平成28年度に市町村の負担で登記手続を完了した。</p>
例2	<p><b>【市町村において認証遅延となっている地区】</b> 平成14年度、17年度及び19年度に着手した3地区</p> <p><b>【認証遅延となっている経緯】</b> 上記の3地区は、一部の土地で土地所有者等(相続人)の探索を継続しているほか、市では、地籍図及び地籍簿の閲覧を行う際、閲覧に訪れた土地所有者等に対し、地籍図に記載された筆界に相違がないこと等を確認した旨の署名・押印を求めており、閲覧に訪れない土地所有者等に対しても、郵送等で同様の署名・押印を求める確認書を作成しているところ、当該確認書を返送しない土地所有者等があり、収集を続けている(注)。</p> <p>(注) 市では、都道府県への認証請求に当たり、上記の確認書が必要と認識しているところ、都道府県では、確認書がなければ認証請求を受け付けないといった指導はしていないとしつつ、「地籍調査の成果の認証の請求及び認証の</p>

	<p>承認申請に係る添付書類の作成要領」（平成14年3月14日付け国土国第593号国土交通省土地・水資源局長通知）で示された添付書類の様式において、閲覧率（閲覧数／閲覧対象筆数）を記載することとなっていることから、市町村は、閲覧率を上げるために確認書を収集しているのではないかとしている。</p> <p><b>【認証遅延の解消に向けた取組等】</b></p> <p>平成22年度、23年度及び25年度は、新規地区での地籍調査に着手せず、認証遅延への対応を優先しているが、認証遅延の解消までには至っていない。</p>
--	---

**(送付遅延)**

区 分	概 要
例 1	<p><b>【市町村において送付遅延となっている地区】</b></p> <p>平成 18 年度から 22 年度に地籍調査に着手し、21 年度及び 25 年度に認証が行われた 4 地区</p> <p><b>【送付遅延となっている経緯】</b></p> <p>上記 4 地区の一部は地図混乱地域であり、認証後、登記所に送付するまでの間に、土地所有者等から、地籍図及び地籍簿の誤り等の修正の申出や、現地を再確認したいとの申出が多数あったため</p> <p><b>【送付遅延の解消に向けた取組等】</b></p> <p>一筆地調査の立会いのやり直しや再測量を実施しており、地籍図及び地籍簿の修正が完了したものから、順次、登記所への送付を行っていく方針</p>

**② 年月の経過等により再調査等が必要なもの**

**(認証遅延)**

区 分	概 要
例 1	<p><b>【市町村において認証遅延となっている地区】</b></p> <p>平成 16 年度から 21 年度に地籍調査に着手した 13 地区を含む 15 地区</p> <p><b>【認証遅延となっている経緯】</b></p> <p>上記 13 地区は、平成 22 年度に発生した東日本大震災による地殻変動等により座標が変化したことから、座標変換、検証測量等が必要となっている。</p> <p><b>【認証遅延の解消に向けた取組等】</b></p> <p>順次、座標変換、検証測量を実施しているものの、市の予算上の制約から、進捗には限りがある。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>市は、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、「認証遅延の解消、再調査の必要等」を挙げており、順次、地籍図の座標変換や検証測量等の作業を実施しているところ、当該作業に係る経費負担が大きいとしている。</p>
例 2	<p><b>【市町村において認証遅延となっている地区】</b></p> <p>昭和 44 年度及び 45 年度に地籍調査に着手した 2 地区</p> <p><b>【認証遅延となっている地区】</b></p> <p>昭和 40 年代は、年間の地籍調査の実施面積が 5 km<sup>2</sup>から 9 km<sup>2</sup>と大きいことに加え、宅地造成や開発事業と地籍調査が重なり、調査が十分に行えなかった地区があること、新規地区の地籍調査に着手することを優先し、その後の成果の整理が</p>

	<p>十分に行えなかったことにより、認証遅延又は送付遅延となったもの。</p> <p>さらに、上記の2地区を含む認証遅延地区は、①平成14年の準則の一部改正により、図解法(平板測量)を用いた成果では認証が取得できなくなったこと、②平成17年の不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)の制定により、登記所備付地図の精度区分が「甲三」から「甲二」に変更されたことから、新規の地籍調査と同様の作業を行う再調査が必要となっている。</p> <p><b>【認証遅延の解消に向けた取組等】</b></p> <p>市では、昭和56年度時点で、地籍調査実施面積の約6割が認証遅延又は送付遅延となっていたため、57年度以降、新規の地籍調査を年間1km<sup>2</sup>に縮小し、平成12年度からは新規の地籍調査を休止して、送付遅延地区の筆界や座標のずれなどを補正する作業を集中的に実施し、21年度までに送付遅延を解消しており、認証遅延地区については、平成22年度以降、順次、再調査を実施し、33年度には解消する予定</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>市は、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、「認証遅延の解消、再調査の必要等」を挙げており、現在、新規地区への着手は行っていないため、市の地籍調査の進捗率は全く伸びていないとしている。</p>
--	--

(送付遅延)

区 分	概 要
例 1	<p><b>【市町村において送付遅延となっている地区】</b></p> <p>昭和39年度から54年度に着手し、51年度から56年度までの間に認証が行われた10地区</p> <p><b>【送付遅延となっている経緯】</b></p> <p>一筆地調査から認証を得るまでに長い期間を要し、その間に圃場整備等が実施されたため、地籍図・地籍簿と登記簿との整合が図れなくなったことによる。</p> <p><b>【送付遅延の解消に向けた取組等】</b></p> <p>平成12年度以降、順次、再調査を実施している。</p>
例 2	<p><b>【市町村において送付遅延となっている地区】</b></p> <p>合併前の旧町村部で昭和38年度及び41年度に地籍調査に着手し、45年度及び46年度に認証が行われた2地区</p> <p><b>【送付遅延となっている経緯】</b></p> <p>土地の分合筆や所有権の移転などへの対応が十分でないこと等</p> <p><b>【送付遅延の解消に向けた取組等】</b></p> <p>平成29年度、市の財政当局に再調査に必要な経費の予算要求を行ったものの、震災からの復旧に係る予算が優先のため、予算獲得に至らなかったため、今後も継続的に予算要求を行い、早期の送付遅延解消を目指す方針</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として、「認証遅延の解消、再調査の必要等」を挙げている市町村の中には、図表5-⑨のとおり、「認証遅延及び送付遅延を解消するためには相当の期間を要することから、今後、計画的に作業を進めていくための対応を検討する必要がある」としている例、「多くの認証遅延地区

を抱えており、新規の調査地区を進捗させつつ、認証遅延地区の作業も同時並行で行っているため、マンパワー不足となっている」としている例がみられた。

**図表5-⑨ 調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見（認証遅延の解消、再調査の必要等）の具体例**

- ・ 認証遅延及び送付遅延が発生しており、これを解消するには相当の期間を要することから、今後、計画的に作業を進めていくための対応を検討する必要がある。
- ・ 多くの認証遅延地区を抱えており、新規の調査地区を進捗させつつ、認証遅延地区の作業も同時並行で行っているため、マンパワー不足となっている。

(注) 当省の調査結果による。